

事 務 連 絡  
平成31年4月16日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の  
一部改正について

ダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。)は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

この度、国土交通省においては、低入札価格調査基準の見直しに伴い、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用が別添1のとおり改め、地方公共団体に対しても別添2のとおり通知しましたので、ご参考にお知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願い致します。

国地契第76号  
国官技第457号  
国営計第174号  
平成31年3月29日

各地方整備局  
総務部長  
企画部長  
営繕部長

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の  
一部改正について

工事における低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査については、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号）（以下「本件通達」という。）等に基づき実施対象、調査内容等が定められているところであるが、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）及び「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号）の一部改正に伴い、下記のとおり本件通達の一部を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																
<p>1 特別重点調査の実施対象</p> <p>(1) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <td>90%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>30%</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (削除)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 提出を求める資料等と確認内容 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 積算内訳書 (様式 2 - 1、様式 2 - 2、様式 2 - 3)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、<u>様式 4 に記載する技術者及び様式 13 - 4 に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去 3 月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。</u></p> <p>(3) 下請予定業者等一覧表 (<u>様式 3</u>)</p> <p>(4) 配置予定技術者名簿 (<u>様式 4</u>)</p> <p>(5) 手持ち工事の状況 (<u>様式 5 - 1、様式 5 - 2</u>)</p> <p>(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (<u>様式 6</u>)</p> <p>(7) 手持ち資材の状況 (<u>様式 7 - 1</u>)</p> <p>(8) 資材購入予定先一覧 (<u>様式 7 - 2</u>)</p> <p>(9) 手持ち機械の状況 (<u>様式 8 - 1</u>)</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	90%	80%	80%	30%	<p>1 特別重点調査の実施対象</p> <p>(1) (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <td>75%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>30%</td> </tr> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>VE 提案等により示された新技術、新工法等によりコスト縮減の達成が可能であり、入札者が提出する様式 3 に基づき、地方整備局長等がその縮減金額の妥当性を確認した場合においては、入札者の申込みに係る価格の積算内訳の額に当該縮減金額を加算した額を用いて (1) に定める基準に該当するかどうかを判別する。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 提出を求める資料等と確認内容 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 積算内訳書 (様式 2 - 1、様式 2 - 2、<u>様式 2 - 3、様式 3</u>)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、<u>様式 5 に記載する技術者及び様式 14 - 4 に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去 3 月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。</u></p> <p>(3) 下請予定業者等一覧表 (<u>様式 4</u>)</p> <p>(4) 配置予定技術者名簿 (<u>様式 5</u>)</p> <p>(5) 手持ち工事の状況 (<u>様式 6 - 1、様式 6 - 2</u>)</p> <p>(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係 (<u>様式 7</u>)</p> <p>(7) 手持ち資材の状況 (<u>様式 8 - 1</u>)</p> <p>(8) 資材購入予定先一覧 (<u>様式 8 - 2</u>)</p> <p>(9) 手持ち機械の状況 (<u>様式 9 - 1</u>)</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	75%	70%	70%	30%
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等														
90%	80%	80%	30%														
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等														
75%	70%	70%	30%														

- (10) 機械リース元一覧 (様式 8-2)
- (11) 労務者の確保計画 (様式 9-1)
- (12) 工種別労務者配置計画 (様式 9-2)
- (13) 建設副産物の搬出地 (様式 10)
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式 11)
- (15) 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式 12-1)
- (16) 品質確保体制 (品質管理計画書) (様式 12-2)
- (17) 品質確保体制 (出来形管理計画書) (様式 12-3)
- (18) 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等) (様式 13-1)
- (19) 安全衛生管理体制 (点検計画) (様式 13-2)
- (20) 安全衛生管理体制 (仮設設置計画) (様式 13-3)
- (21) 安全衛生管理体制 (交通誘導員設置計画) (様式 13-4)
- (22) 誓約書 (様式 14)
- (23) 施工体制台帳 (様式 15)
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 (様式 16)

4 費目別の確認等

(1) 各費目ごとの確認

① 各費目共通 (様式 2-1、様式 2-2、様式 3、様式 15)

② 直接工事費

1) 資材費 (発注者の積算総額で概ね 100 万円以上の資材を調査対象とする。) (様式 7-1、様式 7-2)

2) 機械経費 (様式 8-1、様式 8-2)

3) 労務費 (様式 9-1、様式 9-2)

③ 共通仮設費 (様式 5-1、様式 5-2、様式 6)

④ 現場管理費 (様式 4、様式 6)

⑤ 一般管理費等 (様式 2-3、様式 14)

(2) 施工体制の確認

① 品質確保体制 (様式 12-1、様式 12-2、様式 12-3)

② 安全確保体制 (様式 13-1、様式 13-2、様式 13-3、様式 13-4)

③ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制 (様式 10、様式 11)

④ その他施工体制全般 (様式 3、様式 16)

5 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

- (10) 機械リース元一覧 (様式 9-2)
- (11) 労務者の確保計画 (様式 10-1)
- (12) 工種別労務者配置計画 (様式 10-2)
- (13) 建設副産物の搬出地 (様式 11)
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式 12)
- (15) 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式 13-1)
- (16) 品質確保体制 (品質管理計画書) (様式 13-2)
- (17) 品質確保体制 (出来形管理計画書) (様式 13-3)
- (18) 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等) (様式 14-1)
- (19) 安全衛生管理体制 (点検計画) (様式 14-2)
- (20) 安全衛生管理体制 (仮設設置計画) (様式 14-3)
- (21) 安全衛生管理体制 (交通誘導員設置計画) (様式 14-4)
- (22) 誓約書 (様式 15)
- (23) 施工体制台帳 (様式 16)
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者 (様式 17)

4 費目別の確認等

(1) 各費目ごとの確認

① 各費目共通 (様式 2-1、様式 2-2、様式 3、様式 4、様式 16)

② 直接工事費

1) 資材費 (発注者の積算総額で概ね 100 万円以上の資材を調査対象とする。) (様式 8-1、様式 8-2)

2) 機械経費 (様式 9-1、様式 9-2)

3) 労務費 (様式 10-1、様式 10-2)

③ 共通仮設費 (様式 6-1、様式 6-2、様式 7)

④ 現場管理費 (様式 5、様式 7)

⑤ 一般管理費等 (様式 2-3、様式 15)

(2) 施工体制の確認

① 品質確保体制 (様式 13-1、様式 13-2、様式 13-3)

② 安全確保体制 (様式 14-1、様式 14-2、様式 14-3、様式 14-4)

③ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制 (様式 11、様式 12)

④ その他施工体制全般 (様式 4、様式 17)

5 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

- (1) (略)  
(2) 公正取引委員会及び建設業許可部局への  
通報

特別重点調査の結果、3(22)の資料(誓約書)を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者(落札者以外を含む。)については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、別添1のマニュアルに従い、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

また、地方整備局長等は、3(22)の資料(誓約書)を提出し、その見積もった施工に必要な費用の額を下回る価格で受注した者が、その誓約に反し、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3等の規定に違反する行為等、下請業者等に対するしわ寄せを行うことのないよう、建設業許可部局(当該受注者を所管する許可担当部局及び当該工事を発注した地方整備局の建政部)に対し、別添3を添付して、別添2による当該受注者に関する情報及び特別重点調査で提出のあった関係資料(積算見積書(様式2-1、様式2-2、様式2-3)、下請予定業者等一覧表(様式3)、配置予定技術者名簿(様式4)、資材購入予定先一覧(様式7-2)、機械リース元一覧(様式8-2)、労務者の確保計画(様式9-1)、工種別労務者配置計画(様式9-2)、誓約書(様式14)及び施工体制台帳(様式15))を通報し、同法に基づく立入検査等の監督の徹底を要請するものとする。

- (3)～(6) (略)

6 (略)

様式1・2 (略)

(削除)

様式3～16

作成要領(各様式共通) (略)

様式1・2 (略)

(削除)

様式3～16

- (1) (略)  
(2) 公正取引委員会及び建設業許可部局への  
通報

特別重点調査の結果、3(22)の資料(誓約書)を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者(落札者以外を含む。)については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、別添1のマニュアルに従い、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

また、地方整備局長等は、3(22)の資料(誓約書)を提出し、その見積もった施工に必要な費用の額を下回る価格で受注した者が、その誓約に反し、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3等の規定に違反する行為等、下請業者等に対するしわ寄せを行うことのないよう、建設業許可部局(当該受注者を所管する許可担当部局及び当該工事を発注した地方整備局の建政部)に対し、別添3を添付して、別添2による当該受注者に関する情報及び特別重点調査で提出のあった関係資料(積算見積書(様式2-1、様式2-2、様式2-3)、下請予定業者等一覧表(様式4)、配置予定技術者名簿(様式5)、資材購入予定先一覧(様式8-2)、機械リース元一覧(様式9-2)、労務者の確保計画(様式10-1)、工種別労務者配置計画(様式10-2)、誓約書(様式15)及び施工体制台帳(様式16))を通報し、同法に基づく立入検査等の監督の徹底を要請するものとする。

- (3)～(6) (略)

6 (略)

様式1・2 (略)

様式3

様式4～17

作成要領(各様式共通) (略)

様式1・2 (略)

様式3

様式4～17

## 附 則

この通知は、平成31年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する

事務連絡  
平成31年4月16日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の  
一部改正について

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の運用については、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（平成31年3月29日付け総行行第103号・国土入企第65号）において、ダンピング対策の更なる徹底を図るよう要請したところです。

この度、国土交通省においては、低入札価格調査基準の見直しに伴い、別添のとおり、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用を改めましたので、ご参考にお知らせします。

各地方公共団体におかれましては、別添を参考とし、引き続き、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用に努めるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。